

○厚生労働省告示第百五十号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第八の規定に基づき、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十八の四第一項に規定するかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第八に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

第一条 医療法施行規則（以下「規則」という。）別表第八第二の項第三号に規定する厚生労働大臣が定める医療従事者は、総合診療専門医とする。

第二条 規則別表第八第二の項第四号に規定する厚生労働大臣が定める診療領域は、次のとおりとする。

- 一 皮膚・形成外科領域
- 二 神経・脳血管領域
- 三 精神科・神経科領域
- 四 眼領域
- 五 耳鼻咽喉領域
- 六 呼吸器領域
- 七 消化器系領域
- 八 肝・胆道・膵臓領域
- 九 循環器系領域
- 十 腎・泌尿器系領域
- 十一 産科領域
- 十二 婦人科領域
- 十三 乳腺領域
- 十四 内分泌・代謝・栄養領域
- 十五 血液・免疫系領域
- 十六 筋・骨格系及び外傷領域
- 十七 小児領域

第三条 規則別表第八第二の項第五号に規定する厚生労働大臣の定める疾患等は、次のとおりとする。

- 一 貧血
- 二 糖尿病
- 三 脂質異常症
- 四 統合失調症
- 五 鬱病、そう鬱病その他の気分障害
- 六 不安、ストレスその他の神経症
- 七 睡眠障害
- 八 認知症
- 九 片頭痛その他の頭痛
- 十 脳梗塞
- 十一 末梢神経障害
- 十二 結膜炎、角膜炎又は涙腺炎
- 十三 白内障

十四 緑内障

十五 近視、遠視、老視その他の屈折及び調節の異常

十六 中耳炎又は外耳炎

十七 難聴

十八 高血圧症

十九 狭心症

二十 不整脈

二十一 心不全

二十二 喘息又は慢性閉塞性肺疾患

二十三 感冒

二十四 アレルギー性鼻炎

二十五 下痢又は胃腸炎

二十六 便秘

二十七 肝硬変、ウイルス性肝炎又はその他の慢性肝炎

二十八 皮膚疾患

二十九 関節リウマチ又は脱臼その他の関節症

三十 骨粗鬆症

三十一 腰痛

三十二 頸腕症候群

三十三 外傷

三十四 骨折

三十五 前立腺肥大症

三十六 慢性腎臓病

三十七 更年期障害

三十八 乳房の疾患

三十九 正常妊娠及び産褥の管理

四十 がん

四十一 前各号に掲げるものの以外でかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が一次診療を行うことができる疾患等として報告することが適当であると判断するもの

第四条 規則別表第八第二の項第七号に規定する厚生労働大臣が定める医療従事者は、医師並びに外来医療を担う看護師、在宅医療を担う看護師及び専門看護師、認定看護師及び特定行為研修修了看護師とする。

第五条 規則別表第八第二の項第八号及び第九号に規定する厚生労働大臣が定める情報基盤は、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成二十六年厚生労働省告示第三百五十四号）第一第二の項第一（4）に規定する全国医療情報プラットフォームとする。

第六条 規則別表第八第四の項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、次のとおりとする。

- 一 時間外対応加算
- 二 時間外加算又は時間外特例医療機関加算
- 三 深夜加算
- 四 休日加算
- 五 夜間・早朝等加算

第七條 規則別表第八第四の項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、入院支援加算とする。

第八條 規則別表第八第四の項第二号ニに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、次のとおりとする。

- 一 開放型病院共同指導料（Ⅰ・Ⅱ）
- 二 退院時共同指導料 1・2
- 三 地域連携診療計画加算
- 四 介護支援等連携指導料

第九條 規則別表第八第四の項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める社会保険診療報酬は、次のとおりとする。

- 一 在宅患者訪問診療料（Ⅰ） 1・2
- 二 乳幼児加算
- 三 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）
- 四 在宅時医学総合管理料
- 五 往診料
- 六 夜間、深夜、休日及び緊急往診加算

○厚生労働省告示第六六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九條第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九條第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九條第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九條第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
（略）			（略）		
基準永住帰国日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にある者			（略）		
基準永住帰国日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間にある者			一三、〇〇〇円		

（略）			（略）		
基準永住帰国日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にある者			（略）		
（新設）					

○厚生労働省告示第七七号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第十條第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のように定め、令和七年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿